平成２６年（フ）第１６１号
広島県呉市焼山本庄１丁目１番７号
債務者　一橋　隆行
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１８８号
富山市下赤江町１丁目８番18号
債務者　森岡　栄子（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６８９号
熊本県宇城市松橋町久具1789番地１　上田ハイツ205号
債務者　平野　啓子（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５７８号
千葉県流山市松ケ丘５丁目675番地の７
債務者　関本　　勇
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８９５号
神戸市北区君影町１丁目１番19―401号
債務者　長島伸一郎
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６８号
神奈川県小田原市栢山846番地の１　メゾンサンセール102号室、前住所神奈川県秦野市南矢名754番地の５　コミニュティオサカベ203号
債務者　佐々木忠裕
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８号
神奈川県伊勢原市東大竹672番地の３　エストコリーヌ102号
債務者　佐々木美会
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２５７号
青森市長島２丁目12番３号
債務者　鳴海　和佳
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８３号
青森県下北郡大間町大字奥戸字館ノ上10番地12
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６９２号
熊本市東区長嶺東２丁目４番１号　有限会社新日本配置熊本、住民票上の住所熊本県菊池市泗水町吉富468番地18
債務者　清川アヤ子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６２２号
熊本市西区池田２丁目14番19号　イーグルハイツ305池田方、前住所熊本市西区池田２丁目41番２号
債務者　奥澤　典子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１号
熊本市中央区島崎１丁目16番20号　レオパレスＣＩＭＡ203号、前住所熊本市中央区新町４丁目１番８号　マリオンパレス87―507
債務者　田中　　誠（旧姓山中・長谷川）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７号
熊本県菊池市泗水町吉富９番地　スライブ七番館103号、前住所熊本県菊池市七城町亀尾409番地
債務者　本田　和也
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８２号
東京都足立区保木間３丁目36―７―703
債務者　落合由香里
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９１号
神奈川県横浜市泉区中田西１丁目14―10―Ｂ201
債務者　長谷川由紀子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９２号
神奈川県横浜市港北区新吉田町4187―１
債務者　齋藤由香里
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部